



茨城県産業別最低賃金の

改正について

茨城県産業別最低賃金が下表のとおり改正されました。

なお、次に掲げる者については、産業別最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金の時間額655円が適用されます。

- 18歳未満または65歳以上の者
- 雇入れ後6月未満の者であつて技能習得中の者
- 清掃、片付けの業務に主として従事する者

- 一般機械器具製造業のうち建設用シヨベルトトラック製造業、繊維機械製造業（一部除外業種あり）
- 精密機械器具製造業のうち測量機械器具製造業、眼鏡製造業（枠を含む）

また、一部に平成11年12月31日発行の産業別最低賃金が適用される業種があります。

詳細については、茨城労働局労働基準部賃金室までお問い合わせください。

お問い合わせ

茨城労働局労働基準部賃金室

☎029(224)6216

茨城県の最低賃金

件名	時間額(円)	効力発生日
茨城県最低賃金	655	平成18年10月1日
産業別最低賃金	鉄鋼業	平成18年12月31日
	一般機械器具製造業	平成18年12月31日
	電気機械器具、 情報通信機械器具、 電子部品・デバイス、 精密機械器具製造業	平成18年12月31日
	各種商品小売業	平成18年12月31日

平成19年度食料品消費モニター募集

業務内容

アンケートの回答
意見・要望等の報告
研修会等への出席

募集人員 県内で23名

結果は4月上旬に本人へ通知します。

任期

依頼日から平成20年3月31日まで

応募資格

年齢20歳以上の方

国、地方公共団体の議員または職員以外の方

他の食生活モニターとの予定のない方

原則として平成18年度食料品消費モニターでない方

謝金

謝礼あり(金額未定)

応募期限
2月28日(水)まで

(当日消印有効)

応募方法

往復はがきまたは電子メールに、郵便番号、住所、氏名、年齢(平成19年4月1日現在)、性別、職業、電話番号、簡単な

な応募動機を記入のうえ、お申し込みください。

お申し込み・お問い合わせ
〒310-0061 水戸市北見町1-9

茨城農政事務所 消費生活課 消費経済係

☎029(221)2185

メールアドレス

monitor_shousei@kanto.maf.go.jp



農林水産統計調査員の募集について

農林水産省では、農林水産業に関する各種統計調査に携わっていただく統計調査員および調査補助者を募集しています。

調査員の仕事の内容は、調査先への調査の依頼、回収等が主です。

応募を希望される方は、お問い合わせください。

お問い合わせ

関東農政局 茨城農政事務所

筑西統計・情報センター 境庁舎

☎(87)1111